

令和6年度

太子町役場庁舎大規模改修工事

仕 様 書

1. 工事名称

太子町役場庁舎大規模改修工事

2. 工事場所

大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

3. 工期

契約日～令和7年3月25日

4. 工事範囲概要

○改修工事及び付帯工事一式

- (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上4階 1棟
- (2) 敷地面積 10,620㎡
- (3) 延床面積 延床面積 5,382.46㎡
- (4) 工事内容 ○建築改修工事

イベント広場防水、舗装工事
外壁タイル改修工事
外部塗装改修工事
建具周りシーリング工事
外構工事

5. 準則

公共建築工事標準仕様書(最新版)、公共建築改修工事標準仕様書(最新版)、に基づき施工する。

6. 関係法令等

本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること

- ・建築基準法、同法施行令、同法施行規則
- ・消防法、同法施行令
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則
- ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則
- ・建設工事講習災害防止対策要綱
- ・大気汚染防止法、振動規則法及び土壌汚染法対策法
- ・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令
- ・その他関係法令

7. 安全及び公害対策

- ・工事中の安全管理及び周辺対策には十分注意のこと。
- ・工事期間は事前に工事予告版・工事看板を配置し、周辺への連絡を周知徹底すること。
- ・材料搬入・搬出時には交通誘導員を配置し、通行車両・歩行者に配慮すること。

8. 環境対策

- ・騒音・粉塵等の発生に対して綿密な工法を計画し実施すること。
- ・騒音に配慮し、ブレーカの使用は出来るだけ控えた工法を検討すること。
- ・汚染された排水等が流出しないよう注意のこと。
- ・粉じんを制御するため、散水等は十分注意すること。

9. 責任施工

- ・本仕様書及び設計図書に明記がなくても本工事の目的機能上、又は施工上当然必要とするものは、受注者の負担で処理し責任施工とするもの。
- ・現場施工部分、調整等には熟練した専門技術者を派遣して、管理指導を行い、工事の円滑な進捗に努めること。
- ・電気・水道その他について着工前に工事に支障がないか調査を行い、必要に応じ措置をとること。

10. 検査

工期内に検査を終了すること。本工事が完了すれば健やかに検査が受けられるよう諸手続及び検査の準備を行い、検査員、町担当者及び現場代理人等の立会いの上、所定の検査を受けるものとする。なお、これに係る費用は全て受注者負担とする。

11. 提出書類

書類名	作成者	宛て名	部数	備考
着工届	請負者	契約者の甲	1	着工の日
工事工程表	〃	〃	1	契約後14日以内
現場代理人等通知書	〃	〃	1	契約後遅延なく
現場代理人等経歴書	本人	〃	1	〃
下請指導責任者届	請負者	〃	1	〃
労災関係成立証明書	〃	〃	1	〃
建退協掛金収納所	〃	〃	1	〃
工事履行保険証書	〃	〃	1	〃
工事外注計画書	〃	〃	1	〃
下請負業者通知書	〃	〃	1	〃
施工計画書	変更契約後はその都度変更		1	
実施工程表	計画に対し実施が確認できるもの		1	
工事月報	半月毎、実施内容、検査等記入		1	
承諾書	使用する材料及び特殊工法すべて			必要に応じて提出
段階確認書	出来形の確認、型枠検査等		1	
工事打合せ簿	現場代理人と監督職員と相互		1	
出来形管理関係図面	舗装面積等		1	
産業廃棄物関係	残土処理証明書、マニフェスト伝票		1	
警備報告書	警備実施日について、内容、人数等		1	
工事写真帳	施行前後、出来形、状況等		1	
完成通知書	請負者	契約の甲	2	工事完成の日
引渡書	請負者	契約の甲	2	検査終了後引渡し時
請求書	請負者	契約の甲	2	請求しようとする日

- ・この他にも監督職員により必要と指示されたものはその都度提出すること。
- ・監督員との協議により必要なしと指示されたものは省略することができる。
- ・現地確認の上、可能な限り具体的に数量及び単価を確認することのできる内訳明細書を作成すること。
- ・請負者は、工事完了後速やかに必要書類を提出し完了検査を受けなければならない。
なお、検査に係る費用は全て受注者負担とする。

1 2. 残土・廃棄物

- ・工事等で生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処分すること。
- ・産業廃棄物の処分費は、産業廃棄物処理税相当額を含んでいる。
- ・建設リサイクル法を厳守し、分別解体及び特定建設資材の再資源化を行うこと。
- ・場内に廃材を仮置きする場合は分別ボックスを設置し適切に分別すること。

1 3. その他

- ・本仕様書に記載されていない事項は、監督職員との協議により決定すること。
- ・工期を厳守すること。
- ・着工前に太子町と協議の後、工程を作成し提出すること。
- ・原則、月曜日～土曜日の昼間施工とし、9：00～17：30を厳守すること。
- ・敷地内外の工作物等を破損した場合は無償で現状復旧をすること。

《質疑回答》

- ・質疑がある場合は、令和6年4月24日（水）午後5時までに質疑書（様式自由）
【※会社名の記名押印必要】を提出すること。（メールのみ）

E-mail : soumu@town.taishi.osaka.jp

メールを送付した場合は、受信確認の電話を行うこと。

- ・回答については、令和6年4月26日（金）午後5時までに全社宛てメールにて送付する。送付した際は、太子町より受信確認の電話を行う。

窓口：太子町政策総務部 総務財政課（担当：松浦）

TEL：0721-98-0300 FAX：0721-98-4514

E-mail : soumu@town.taishi.osaka.jp